



平成 30 年 9 月 20 日

各 位

会 社 名 エコナックホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 奥 村 英 夫  
(コード番号 3521 東証第一部)  
問合せ先 管理部長 佐々木憲一  
(T E L 03-6418-4391)

### 内部統制基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制基本方針」の一部を改定する決議を行いましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

### 内 部 統 制 基 本 方 針

当社グループは、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備する。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンスに関する事項については、会社運営の最重要課題とし、取締役会を中心に、顧問弁護士、会計監査人と連携のもと迅速かつ的確な処理を行う。
- ②内部監査規程に基づき内部監査室が内部監査制度を実施し、監査役監査・会計監査の相互連携により監査体制の充実を図る。
- ③情報管理の徹底によりコンプライアンスに関する重要事実については迅速・公平な情報開示を行う。
- ④入社時教育、社員教育においてコンプライアンス教育・啓発を強化し、当社及び子会社の社長が率先垂範し、当社グループ全体への周知・徹底を図る。
- ⑤社会的責任及び企業防衛の観点から、反社会的勢力との関係は取引を含め一切持たないことを事業活動の基本原則とし、反社会的勢力との関係の遮断については、当社が中心となって外部専門機関との連携のもと、グループ全体が組織的に対応する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会議事録、稟議書等の文書の保存・管理については、文書管理規程に基づき適切に行う。
- ②個人情報については個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づきその徹底を図る。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループ全体のリスクを網羅的、統括的に把握、管理し明確化するため取締役会及び定期的に開催する部課長会議において、業務執行に係るリスクを担当部署から隨時、報告することによりその把握と管理を徹底し、未然防止、発生時の対処を迅速に行う体制を整える。

- ①温浴施設運営においては、公衆浴場法、食品衛生法等の法令・規則の遵守を徹底し事業活動を行う。
- ②営業活動においては顧客の信用状況を把握管理し不測の事態の未然防止に努める。
- ③経理面においては、管理部が経理規程に基づき計数的な管理を行う。
- ④不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を発足させて危機管理にあたり、迅速な対応を取り、損害の拡大を防止し最小限に止める体制を整える。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①毎月1回定例の取締役会を開催し、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項を決議するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- ②随時、役員ミーティングを開催し重要な情報伝達を確実に行う体制をとる。

#### 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は関係会社管理規程により、子会社に対する管理を明確にし、子会社の指導、育成を促進し、当社グループとしての内部統制システムの構築を図る。
- ②当社の取締役等及び監査役は、分担して子会社の取締役又は監査役を兼任し、連携、情報交換の強化を図る。
- ③子会社についても当社の内部監査規程に基づき内部監査を実施する。
- ④子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、子会社の取締役等は事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者及び当該使用者の取締役からの独立性並びに当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、専任もしくは兼任のスタッフを協議のうえ配置する。また、当該使用者の人事に係る事項については、取締役は監査役の同意を得て行う。

#### 7. 当社及び子会社の取締役、使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当社及び子会社の取締役・使用者は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ②監査役は、取締役会には全員が出席し、常勤監査役は、重要な会議及び役員ミーティングに出席し、業務の意思決定の推移及び業務執行状況について、法令及び定款に違反していないか確認を行う。
- ③監査役に対する報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

#### 8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務執行について生ずる費用の前払又は債務の請求をしたときは、明らかに職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにその費用又は債務を負担する。

## 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①会計監査人及び代表取締役が出席するミーティングに監査役が参加し定期的に意見交換を行う体制をとり、会計監査人から会計監査内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図る。
- ②内部監査においては、内部監査計画及び結果の監査役への報告や監査役の内部監査の立会いにより監査役と内部監査室との連携を図る。

以上